

日本保健医療大学 学生納付金に関する規程

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 日本保健医療大学(以下「本学」という。)の学生納付金に関しては、日本保健医療大学学則(以下「学則」という。)によるほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で、学生納付金とは、入学金、授業料、教育充実費、施設設備費をいう。

2 この規程で、授業料等とは、授業料、教育充実費、施設設備費をいう。

(納付期間、納付期限)

第3条 授業料等の納付期間、納付期限は、学則第35条の規定により、下記のとおりとする。

納付区分	納付期間
前期	4月1日から4月15日まで
後期	9月15日から9月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可される者は、入学金を除く入学年度の前期授業料等については、入学年度の前年度の3月31日までに納付するものとする。

3 学則第34条第2項に定める入学金を納付しなければならない所定の期日とは、入学手続要項に記載された入学手続締切日とする。

(授業料等の延納)

第4条 授業料等の延納を希望する者は、延納願を提出するものとする。

2 前期分については7月31日以前を、後期分については12月31日以前を延納期限に定め、延納を願い出ることができる。

3 延納は、3回まで分割して延納期限を定め、納付することができる。

4 授業料等の延納願を提出し、許可された者は、延納期限までに、所定の額を納付しなければならない。

(滞納処分)

第5条 第4条に規定する手続きを経ることなく、授業料等を滞納したときは、次の各号の資格を停止する。

- (1) 授業の出席及び定期試験等を受験すること
- (2) 通学証明書及び学校学生生徒旅客運賃割引証の発行を受けること
- (3) 本学図書館の図書の出しを受けること

(未納による除籍)

第6条 第3条、第4条に規定する納付期限までに、授業料等の所定の金額を納付しない場合は、学則第33条第3号及び第40条により除籍される。

(休学者の授業料等)

第7条 休学者の授業料等及び在籍料は、日本保健医療大学学籍に関する規程(以下「学籍に関する規程」という。)第6条に規定するとおりする。

- 2 当該年度の4月末日後に1年(前期及び後期)の休学又は前期の休学を許可された者には、既納の授業料等を返還しない。
- 3 当該年度の10月末日後に、後期の休学が許可された者には、既納の授業料等を返還しない。

(留学中の授業料等)

第8条 留学中の授業料等は、前条に規定する休学者の授業料等に準じて取り扱うものとする。

(退学者、転学者の授業料等)

第9条 学籍に関する規程第10条に規定された期限までに退学願を提出しない者には、既納の授業料等を返還しない。

(停学、退学の懲戒処分、除籍の場合の授業料等)

第10条 停学、退学の懲戒処分を受けた日の属する期及び除籍された日の属する期の既納の授業料等は返還しない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。